

平成31年4月26日
消費者庁消費者制度課
公益通報者保護制度担当

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」
に関する御意見募集について

1 意見募集対象

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案
(別紙参照)

2 改正の趣旨等

公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の対象法律を定める政令を改正し、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(平成30年法律第103号)を、公益通報者保護法の対象法律に追加する予定です。つきましては、以下の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、政令案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

平成31年4月26日(金)から平成31年5月26日(日)まで(必着)

4 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

- (1) 郵送
- (2) F A X
- (3) インターネット(電子政府の総合窓口(e-Gov)意見提出フォーム)

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTLIST&Mode=0#>

※ 郵送及びF A Xを御利用の場合には、以下の事項を御記入ください。

- | |
|---|
| <p>【1】タイトル(「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案について」と御記入ください。)</p> <p>【2】氏名(法人その他の団体にあつては名称/部署名等)</p> <p>【3】職業(法人その他の団体にあつては業種)</p> <p>【4】住所</p> <p>【5】電話番号</p> <p>【6】メールアドレス</p> <p>【7】御意見</p> |
|---|

* 郵送の場合には、封筒表面に「八号政令改正案について」と朱書きしてください。

* FAXの場合には、表題を「八号政令改正案について」としてください。

5 意見提出先

住 所：〒100-8958
東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館6階
消費者庁消費者制度課 意見募集担当宛て
FAX番号：03-3507-9283

6 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 御提出いただいた御意見・情報は、氏名・住所・電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があること、また、その内容に応じ、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることを、あらかじめ御了承ください。

【本件問合せ先】

消費者庁消費者制度課 佐藤、中野
TEL：03-3507-8800（内線2105）
FAX：03-3507-9283

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案
の概要について

1. 改正の趣旨

国会における立法動向等を踏まえ、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成 17 年政令第 146 号。以下「八号政令」という。）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成 30 年法律第 103 号）を、「国民の生命、身体、財産その他の利益にかかわる法律」として、八号政令で定める法律に追加する。

3. 施行期日

平成 31 年 6 月 14 日

以上